

令和3年10月1日

愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金 交付基準

補助金の名称	愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金
補助金の交付目的	新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症とする。）の感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発令により影響を受けた町内中小企業者等に対し、補助金を交付することにより、もって売上確保のために実施する販路開拓等の取組および新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた新たな取組の支援を行うことを目的とする。
補助金の交付対象者	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】・【通常枠】補助金（以下「県補助金」という。）交付要綱で定める県補助金の交付が確定した者であって、次に掲げる条件を全て満たすもの。 （1）町内に事業所または事務所を有していること。 （2）町税に滞納がないこと。
補助事業および補助対象経費	「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金交付要綱（令和3年3月12日施行）」、「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金（第2期）交付要綱（令和3年4月27日施行）」および「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】補助金交付要綱（令和3年6月1日施行）」の第4条および第5条の定めるところによる。
補助金の額	県補助金の金額の確定による事業者負担分で、10万円を上限とする。 ※算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
補助金交付事業の開始時期	令和3年10月1日
補助金交付事業の終了時期	令和4年3月31日
その他	（補助金の額の確定および通知） 愛荘町補助金等交付規則（平成18年規則第37号）第13条の規定にかかわらず、補助金の額は、交付決定通知書（様式第2号）により通知した額で確定するものとする。また、同条の規定による通知は、同通知をもって通知したものとみなす。
様式	・愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号） ・愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号） ・愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号） ・愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金返還通知書（様式第4号）
担当課	愛荘町商工観光課